

国 土 交 通 大 臣  
齊 藤 鉄 夫 殿

国 土 審 議 会 長  
永 野 毅  
(公 印 省 略)

国土形成計画（全国計画）（案）について

国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）第 6 条第 8 項の規定により準用する同条第 5 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 4 日付け国計第 12 号をもって調査審議を求められた国土形成計画（全国計画）（案）については、概ね妥当なものと認めるので、この旨報告する。

国土形成計画（全国計画）の実施に当たっては、特に次の事項について留意すべきである。なお、本審議会としても、計画の推進状況を点検し、必要に応じて提言していくこととする。

1. 本計画が目指す「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成に向けて、政府一体となって具体的な推進方策を通じて計画の強力な推進を図ること。また、その推進に当たっては、モニタリングの的確な実施を始めとして、効率的かつ効果的な進捗管理を行うこと。
2. 特に、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成に向けては、その意義や求められる取組の方向性について、地方公共団体等を始めとする地域の関係主体にわかりやすく伝えるとともに、多様な民間主体の積極的な参加を促進し、先進的なモデルケースの創出に努めること。
3. 本計画の内容について、国民各界各層と共有し、国土づくり、地域づくりへの主体的な行動を促すため、ターゲットに応じて手法を工夫しつつ、わかりやすく効果的な周知・広報を行うこと。
4. 長期計画である国土形成計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し適宜見直しを行うこと。
5. 広域地方計画の策定及びその推進に当たっては、本計画を基本としつつ、自立的に発展する圏域づくりにつながるよう、各広域圏に対して本計画の考え方を伝えるとともに、それぞれの地域の個性や強みを活かして、自主性、自立性の高い計画となるよう、広域地方計画協議会の関係主体と緊密な連携を図ること。

以上